

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		<p>入札書と入札付属書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。</p>
2		<p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくをお願いします。</p>	<p>Webからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。</p>
3		<p>契約に至った場合は、2025年4月1日改定の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整額算定にあつては、各月の電力量料金の算出時点において、本市を管轄するみなし小売電気事業者が適用している算定方式を採用してください。</p>
4		<p>計量日は毎月1日でよろしいですね。</p>	<p>現在の契約における計量日は毎月1日です。</p>
5		<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>本回答日時点で電力の契約に影響するような工事の予定はありません。</p>
6		<p>SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいいただけますでしょうか。</p>	<p>中国電力株式会社です。</p>
7		<p>スマートメータは設置されていらっしゃるでしょうか。</p>	<p>設置済みです。</p>
8		<p>契約締結期限の記載（5日以内）がございましたが、こちらは必須でしょうか。</p> <p>またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。</p> <p>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。</p>

9	契約書 (案) 第6条	<p>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>受注者 は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>この後に→ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
10	契約書 (案) 第9条	<p>計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。</p> <p>『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・ 計量日が1日の場合</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
11	契約書 (案) 第9条・第10条	<p>記載では「検査後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p> <p>と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
12	契約書 (案) 第10条	<p>5項として下記文言を追記願えませんでしょうか。</p> <p>→5 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>

1 3	契約書（案） 第 1 1 条	<p>・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。</p> <p>・ 2 項を下記文言に修正願えませんでしょうか。</p> <p>→ 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、30日以内に当該請求額を支払うこととする。</p> <p>・ 3 項には、「当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。」とありますが、下記文言に修正願えませんでしょうか。</p> <p>→ 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。」</p>	<p>振込みです。</p> <p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p> <p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
1 4	契約書（案） 第〇条	<p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いします。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。